

金属鉱業等鉱害対策特別措置法施行規則の一部改正について

令和 2 年 2 月 18 日
 経 済 産 業 省
 産業保安グループ
 鉱山・火薬類監理官付

1. 改正の背景

[1] 鉱害防止積立金の積立期間等の見直し

金属鉱物等の採掘権者等は、金属鉱業等鉱害対策特別措置法（昭和 4 8 年法律第 2 6 号。以下「特措法」という。）第 7 条の規定に基づき、特定施設（坑道及び捨石等の集積場）の使用終了後に自らが実施する鉱害防止事業に必要な費用を、あらかじめ（鉱山の操業中に）鉱害防止積立金として、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（以下「資源機構」という。）に積み立てることが義務付けられている（別紙 1）。

鉱害防止積立金制度の開始時と比べて、操業中の鉱山は激減し、多くの鉱山で積立が完了している状況ではあるものの、現状積立が必要となる鉱山施設のうちのいくつかは積立完了が 1 0 0 年以上先となるものもあり、鉱害防止事業に必要な額の確実かつ早期の確保を図り、鉱害発生防止を図るといふ政策目的の達成のためには、現実的な積立期間の見直しに加え、採掘権者等の意向・計画を踏まえた前倒しての早期積立てを可能とする制度見直しが必要となっている。

[2] 鉱害防止積立金の利息の見直し

鉱害防止積立金は、積み立てた者の資金の流動性を凍結させることとなるため、その積立者に対し、できるだけ過大な負担をかけぬよう、当該積立金に利息を付すことが特措法第 8 条に定められている。

利息の利率は、金属鉱業等鉱害対策特別措置法施行規則（昭和 4 8 年通商産業省令第 6 0 号。以下「規則」という。）第 1 6 条第 1 項に規定されており、現在年 0. 5 パーセントである。

<参考> 利息利率の変遷（過去 7 回改正）

・ 昭和 4 8 年制定	年 4. 5 %	・ 平成 1 1 年改正	年 1. 5 %
・ 昭和 6 0 年改正	年 6. 0 %	・ 平成 1 8 年改正	年 0. 8 %
・ 平成 6 年改正	年 2. 5 %	・ 平成 2 3 年改正	年 1. 0 %
・ 平成 8 年改正	年 1. 0 %	・ 平成 2 7 年改正	年 0. 5 %

鉱害防止積立金の管理及び利息の支払いは資源機構が行っているが、最近の低金利の状況下では、支払利息が運用益を大きく上回るため、令和 3 年度には利息残高が枯渇し、採掘権者等に対する利息の支払いが不可能となる見込みである。このため、利息の利率を適正なものに見直すことが必要となっている。

2. 主な改正事項

[1] 鉱害防止積立金の積立期間等の見直し

(1) 鉱害防止積立金の算定基準の改正（規則第15条）

- 令和2年度以降20年以内（令和2年度以降新たに設置される施設についても20年以内）に鉱害防止事業に必要な額が積み上がるよう、規則第15条第1項第1号から3号に定める算定式を改正する。
- 当該年度の積立金の額について、規則第15条第1項第1号から第3号により算定した額に、新設する規則第21条第10号に規定する積立計画に定められた額から第1号から第3号により算定された額を差し引いた額（当該額が負になる場合は零。）を上限として産業保安監督部長が適当と認める額を加算することができるよう、規則第15条第1項に第4号を新設する。

(2) 報告事項の追加（規則第21条）

規則第21条第1項に定める採掘権者等が産業保安監督部長に対して毎年度報告することとなっている事項に、採掘権者等の当該年度以降の鉱害防止積立金の積立計画を追加するため、規則第21条第1項第10号を新設する。

[2] 鉱害防止積立金の利息の見直し

今後の鉱害防止積立金の運用金利の見通しを勘案し、改定後の金利による利息の支払いが安定的に推移し、かつ、適正な利息残高を確保することができるように、規則第16条第1項に定める利息の利率を年0.5%から年0.2%に改定する。（別紙2）

3. 今後のスケジュール

令和2年2月13日～3月13日

パブリックコメントの募集

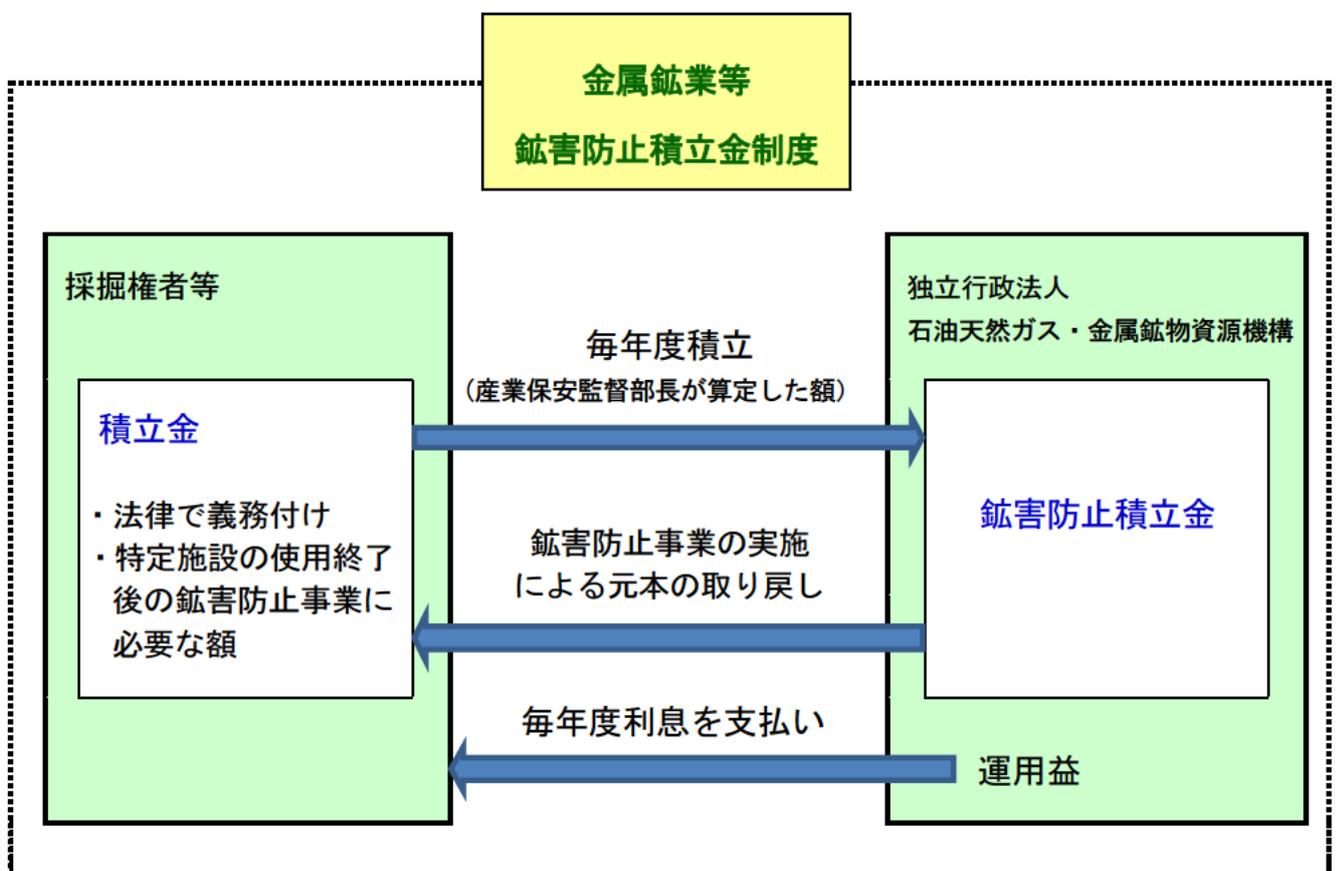
令和2年4月1日

交付・施行

鉱害防止積立金制度

鉱山保安法第 8 条の規定により鉱害の防止のために必要な措置を講じなければならない特定施設（※）の使用終了後に行う鉱害防止事業に必要な費用をあらかじめ担保するため、金属鉱業等鉱害対策特別措置法第 7 条に基づき、採掘権者等に積立を義務付け。

※特定施設：金属鉱業等の用に供される坑道、捨石又は鉱さい（鉱石の製錬後に残る不要物）の集積場



<別紙2>

鉱害防止積立金の運用金利の比較と今後の見通し

<現行利息（0.5%）>

【単位：千円】

	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
鉱害防止積立金 (A)	1,484,815	1,484,815	1,484,815	1,484,815	1,484,815	1,484,815
運用益 (B)	3,620	2,854	2,807	2,722	2,590	2,478
支払利息額 (C)	7,558	7,424	7,424	7,424	7,424	7,424
当期損益 (D)=(B)-(C)	△3,938	△4,570	△4,617	△4,702	△4,834	△4,946
前期末利息残額 (E)	11,215	7,277	2,707	△1,910	△6,612	△11,446
当期末利息残額 (F)=(E)+(D)	7,277	2,707	△1,910	△6,612	△11,446	△16,392

<改正利息（0.2%）>

【単位：千円】

	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
鉱害防止積立金 (A)	1,484,815	1,484,815	1,484,815	1,484,815	1,484,815	1,484,815
運用益 (B)	3,620	2,854	2,807	2,722	2,590	2,478
支払利息額 (C)	7,558	2,970	2,970	2,970	2,970	2,970
当期損益 (D)=(B)-(C)	△3,938	△116	△163	△248	△380	△492
前期末利息残額 (E)	11,215	7,277	7,161	6,998	6,750	6,370
当期末利息残額 (F)=(E)+(D)	7,277	7,161	6,998	6,750	6,370	5,878

金属鉱業等鉱害対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令新旧対照条文（案）

○金属鉱業等鉱害対策特別措置法施行規則（昭和四十八年通商産業省令第六十号）

改正後	改正前
<p>（鉱害防止積立金の算定基準）</p> <p>第十五条 法第七条第四項の経済産業省令で定める算定基準は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 坑道の坑口の閉そく事業にあつては、次の式により算定すること。</p> $a1 = \frac{(C1 \times (1/L) - T1) \times (Y1/YI)}{}$ <p>（この式において、a1、C1、l、L、T1、y1及びY1は、それぞれ次の値を表すものとする。</p> <p>a1 当該年度に積み立てるべき鉱害防止積立金</p>	<p>（鉱害防止積立金の算定基準）</p> <p>第十五条 法第七条第四項の経済産業省令で定める算定基準は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 坑道の坑口の閉そく事業にあつては、次の式により算定すること。</p> $a1 = \frac{C1 \times (1/L) - T1}{}$ <p>（この式において、a1、C1、l、L及びT1は、それぞれ次の値を表すものとする。</p> <p>a1 当該年度に積み立てるべき鉱害防止積立金</p>

の額

C1 鉱害防止事業に必要な費用の額

1 坑道が設置された年月（昭和四十八年七月

一日前に設置された坑道にあつては、昭和四

十八年七月）から坑道の使用終了年月までの

月数

L 坑道が設置された年月から坑道の使用終了

予定年月までの月数

T1 当該年度の前年度までに積み立てられた鉱

害防止積立金の額

y1 十二（当該年度終了前に使用を終了する坑

道にあつては、当該年度の四月からその使用

の額

C1 鉱害防止事業に必要な費用の額

1 坑道が設置された年月（昭和四十八年七月

一日前に設置された坑道にあつては、昭和四

十八年七月）から当該年度末（当該年度終了

前に使用を終了する坑道にあつては、その使

用を終了する月）までの月数

L 坑道が設置された年月から坑道の使用終了

予定年月までの月数

T1 当該年度の前年度までに積み立てられた鉱

害防止積立金の額

を終了する月までの月数)

Y1 次の表の上欄に掲げる坑道に応じ、それぞれ

同表の下欄に掲げる月数

令和二年四月一日前に設置された坑道であつて、当該坑道の使用終了予定年月が令和二十二年三月以後であるもの（当該年度の四月一日が令和二十二年三月三十一日以前である場合に限る。）	当該年度の四月から、令和二十二年三月までの月数
--	-------------------------

<p>令和二年四月一日以後に設置された坑道であつて、当該坑道の使用終了予定年月が、当該坑道が設置された年月から起算して二百四十月を超過した日以後であるもの（当該年度の四月一日が、当該坑道が設置された年月から起算して二百四十月を超過していない</p>	<p>当該年度の四月から、坑道が設置された年月から起算して、二百四十月を超過した年月までの月数</p>
--	---

場合に限る。)	
その他の坑道	当該年度の四月から 坑道の使用終了予定 年月までの月数

二 捨石又は鉋さいの集積場の覆土、植栽等の事業にあつては、次の式により算定すること。

$$a2 = \frac{(C2 \times (v/V) - T2) \times (y2/Y2)}{}$$

(この式において、 $a2$ 、 $C2$ 、 v 、 V 、 $T2$ 、

$y2$ 及び $Y2$ は、それぞれ次の値を表すものとする。

a2 当該年度に積み立てるべき鉋害防止積立金の額

二 捨石又は鉋さいの集積場の覆土、植栽等の事業にあつては、次の式により算定すること。

$$a2 = \frac{C2 \times (v/V) - T2}{}$$

(この式において、 $a2$ 、 $C2$ 、 v 、 V 及び $T2$ は

、それぞれ次の値を表すものとする。

a2 当該年度に積み立てるべき鉋害防止積立金の額

C2 鉱害防止事業に必要な費用の額

v 集積場の設置の日（昭和四十八年七月一日前に設置された集積場にあつては、昭和四十八年七月一日）から集積場の使用終了予定年月までの間に集積されることとなつている集積物の量（単位 立方メートル）

v 集積場の使用終了予定時における集積物の
予定量（単位 立方メートル）

T2 当該年度の前年度までに積み立てられた鉱
害防止積立金の額

y2 十二（当該年度終了前に使用を終了する集積場にあつては、当該年度の四月からその使用を終了する月までの月数）

C2 鉱害防止事業に必要な費用の額

v 集積場の設置の日（昭和四十八年七月一日前に設置された集積場にあつては、昭和四十八年七月一日）から当該年度末までの間に集積されることとなつている集積物の量（単位 立方メートル）

v 集積場の使用終了予定時における集積物の
予定量（単位 立方メートル）

T2 当該年度の前年度までに積み立てられた鉱
害防止積立金の額

Y2 次の表の上欄に掲げる集積場に応じ、それ

ぞれ同表の下欄に掲げる月数

<p>令和二年四月一日前に設置された集積場であつて、当該集積場の使用終了予定年月が令和二十二年三月以後であるもの（当該年度の四月一日が令和二十二年三月三十一日前である場合に限る。）</p>	<p>当該年度の四月から、令和二十二年三月までの月数</p>
<p>令和二年四月一日以</p>	<p>当該年度の四月から</p>

<p>後に設置された集積場であつて、当該集積場の使用終了予定年月が、当該集積場が設置された年月から起算して二百四十月を経過した日以後であるもの（当該年度の四月一日が、当該集積場が設置された年月から起算して二百四十月を経過していない場合に限る</p>	<p>、集積場が設置された年月から起算して、二百四十月を経過した年月までの月数</p>
--	---

○)	
その他の集積場	当該年度の四月から 集積場の使用終了予 定年月までの月数

三 坑水の処理施設の設置及びその施設の維持管理の事業にあつては、次の式により算定すること。

$$a3 = \frac{(C3 - T3) \times (y3 / Y3)}{}$$

(この式において、 $a3$ 、 $C3$ 、 $T3$ 、 $y3$ 及び $Y3$ は、それぞれ次の値を表すものとする。

$a3$ 当該年度に積み立てるべき鉱害防止積立金の額

三 坑水の処理施設の設置及びその施設の維持管理の事業にあつては、次の式により算定すること。

$$a3 = C3 \times \left(\frac{r}{R} \right) - T3$$

(この式において、 $a3$ 、 $C3$ 、 r 、 R 及び $T3$ は、それぞれ次の値を表すものとする。

$a3$ 当該年度に積み立てるべき鉱害防止積立金の額

C3 鉦害防止事業に必要な費用の額

T3 当該年度の前年度までに積み立てられた鉦
害防止積立金の額

y3 十二（当該年度終了前に使用を終了する坑

C3 鉦害防止事業に必要な費用の額

r 坑道が設置された年月（昭和四十八年七月
一日前に設置された坑道にあつては、昭和四
十八年七月）から当該年度末（当該年度終了
前に使用を終了する坑道にあつては、その使
用を終了する月）までの月数

R 坑道が設置された年月（昭和四十八年七月
一日前に設置された坑道にあつては、昭和四
十八年七月）から坑道の使用終了予定年月ま
での月数

T3 当該年度の前年度までに積み立てられた鉦
害防止積立金の額

道にあつては、当該年度の四月からその使用を終了する月までの月数)

Y3 次の表の上欄に掲げる坑道に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる月数

令和二年四月一日前に設置された坑道であつて、当該坑道の使用終了予定年月が令和二十二年三月以後であるもの（当該年度の四月一日が令和二十二年三月三十一日以前である場合に	当該年度の四月から、令和二十二年三月までの月数
--	-------------------------

<p>限る。)</p>	<p>令和二年四月一日以後に設置された坑道であつて、当該坑道の使用終了予定年月が、当該坑道が設置された年月から起算して二百四十月を超過した日以後であるもの（当該年度の四月一日が、当該坑道が設置された年月から起算して二百四十</p>
	<p>当該年度の四月から、坑道が設置された年月から起算して、二百四十月を経過した年月までの月数</p>

月を経過していない 場合に限る。)	その他の坑道
	当該年度の四月から 坑道の使用終了予定 年月までの月数

)

四 第一号から第三号までの規定により算定された額に、第二十一条第一項第十号に規定する積立計画に定められた額から第一号から第三号までの規定により算定された額を減じた額（当該額が負になる場合にあつては零とする。）を上限として産業保安監督部長が適当と認める額を加算することができる。

「新設」

2 前項の規定により算定した数値が負の値となるときは、当該年度の鉦害防止積立金の額は零とする。

3 第一項の規定により算定した数値に千未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(利息)

第十六条 法第八条の利息は、一年について〇・二パーセントとする。

2 [略]

(報告)

2 前項第一号、第二号又は第三号の式により算定した数値が負の値となるときは、当該年度の鉦害防止積立金の額は零とする。

3 第一項第一号、第二号又は第三号の式により算定した数値に千未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(利息)

第十六条 法第八条の利息は、一年について〇・五パーセントとする。

2 [略]

(報告)

第二十一条 第十条第一項に規定する特定施設を有する採掘権者又は租鉱権者は、毎年度四月三十日までに、当該特定施設について次に掲げる事項を記載した書面を産業保安監督部長に提出しなければならぬ。

一〇六 「略」

七 捨石又は鉱さいの集積場にあつては、当該集積場の使用終了予定時における集積物の予定量及び昭和四十八年七月一日前に設置された集積場にあつては、昭和四十八年七月一日から使用終了年月までに当該集積場に集積されることとなつて集積物の量

八〇九 「略」

第二十一条 第十条第一項に規定する特定施設を有する採掘権者又は租鉱権者は、毎年度四月三十日までに、当該特定施設について次に掲げる事項を記載した書面を産業保安監督部長に提出しなければならぬ。

一〇六 「略」

七 捨石又は鉱さいの集積場にあつては、当該集積場の設置の日（昭和四十八年七月一日前に設置された集積場にあつては、昭和四十八年七月一日）から当該年度末までに当該集積場に集積されることとなつて集積物の量及び当該集積場の使用終了予定時における集積物の予定量

八〇九 「略」

十 当該年度以降の鉱害防止積立金の積立計画 2 「略」	「新設」 2 「略」
備考 表中の「」は注記である。	

附 則

この省令は、交付の日から施行する。